

誇大表示の禁止

特定保健用食品及び栄養機能食品、機能性表示食品以外の食品に、
食品の持つ効果や機能を表示することはできません！

●虚偽誇大表示とは…

健康増進法第 65 条第1項により、食品として販売に供するものに関して、広告その他の表示をする際は、健康の保持増進の効果等について、虚偽・誇大な表示をすることが禁止されています。

食品として販売されているものについて、健康の保持増進の効果等が必ずしも実証されていないにもかかわらず、当該効果を期待させる虚偽又は誇大と思われる広告が、インターネットの普及等と相まって様々な媒体に数多く掲載されています。

健康の保持増進の効果等について、著しく事実と相違する又は著しく人を誤認させる広告が放置された場合、適切な診療機会を逸する等、健康に重大な支障を起こす可能性があることから、虚偽又は誇大な広告は禁止されています。

健康増進法

(誇大表示の禁止)

第 65 条 何人も、食品として販売に供する物に関して広告その他の表示をするときは、健康の保持増進の効果その他内閣府令で定める事項(次条第三項において「健康保持増進効果等」という。)について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。 2(略)

(勧告等)

第 66 条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前条第一項の規定に違反して表示をした者がある場合において、国民の健康の保持増進及び国民に対する正確な情報の伝達に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、その者に対し、当該表示に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3、4(略)

第 71 条 第 66 条第2項の規定に基づく命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

●食品として販売に供するものに関して広告その他の表示をする者の責務

摂取する者が当該食品を適切に理解し、適正に利用することができるよう、健康の保持増進の効果等について、客観的で正確な情報の伝達に努めなければならない。

●「食品として販売に供するもの」の範囲

無承認無許可医薬品として医薬品医療機器等法の適用を受けるものであっても、食品であることを明示して販売されていたり、医薬品であることを表示せずに飲食物として販売に供されている等のもの(食品として販売される無承認無許可医薬品)についても規制の対象となる。

● 広告その他の表示の範囲

- (1) 商品、容器又は包装による広告及びこれらに添付したものによる広告等
- (2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書等(ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む)
- (3) ポスター、看板、ネオン・サイン、アドバルーン、陳列物による広告等
- (4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、映写、演劇又は電光による広告等
- (5) インターネット、パソコン通信等

< 広告か否かの判断基準 >

1. 顧客を誘引する(顧客の購入意欲を昂進させる)意図が明確にあること
2. 特定食品の商品名等が明らかにされていること
3. 一般人が認知できる状態であること

● 健康保持増進効果等の表示に該当する一例

疾病の治療、予防を目的とする表現
「内臓を強くし、視力を回復させる作用があるとされています」「赤米の色素タンニンには血管の老化を防ぐ効果があると発表されました」
身体の組織機能の一般的増強、増進を主たる目的とする効果
「疲労回復」「強精(強性)強壯」「体力増強」「食欲増進」「老化防止」「免疫機能の向上」等
特定の保健の用途に適する旨の効果や栄養成分の効果
「本品はおなかの調子を整えます」「カルシウムは、骨や歯の形成に必要な栄養素です」
人の身体を美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つことに資する効果
「美肌、美白効果が得られます」「美しい理想の体形に」
名称又はキャッチフレーズにより表示するもの
「ほね元気」「快便食品(特許第〇〇号)」「血糖下降茶」
含有成分の表示及び説明により表示するもの
「〇〇(成分名)は、不飽和脂肪酸の一種で、血液をさらさらにします」
起源・由来等の説明により表示するもの
「『〇〇』という自然科学書によると××は肥満を防止し、消化を助けるとされ、昔から重宝されています」 「〇〇(国名)では医薬品として販売されています」
新聞・雑誌等の記事、医師・学者等の談話やアンケート結果、学説、体験談などを引用又は掲載することにより表示するもの
「〇〇 〇〇(××歳): △△を3か月間毎朝食べ続けたら9kg 痩せました」 「〇%の医師がオススメすると回答しました」「管理栄養士が推奨する〇〇成分を配合」
行政機関(外国政府機関含む)や研究機関等により、効果等に関して認められている旨を表示するもの
「××国政府許可〇〇食品」「〇〇研究所推薦△△食品」
体外排出によるダイエットを謳う表現
「体に溜まった頑固な脂肪を溶かして完璧なダイエット」「食物の余分な糖分や脂肪分を吸着・排出する働きがあるため無理なく減量できます」「高分子キトサンが脂肪分を吸着」